

第57号議案

品川区小児慢性特定疾病審査会条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき区長の附属機関として設置する品川区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について、同法および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(会議)

第3条 審査会は、区長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し、資料の提出

を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、健康推進部保健予防課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(説明) 児童相談所の設置に伴い、品川区小児慢性特定疾病審査会を設置する必要がある。